

平成24年度 総務省主要税制改正要望

1 情報通信関係

- ◎ ① 通信・放送システム災害対策促進税制の創設〔国税・地方税、新設〕
- ◎ ② 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気通信設備の電源の用途）〔地方税、延長〕

2 郵政事業関係

- ◎ ③ 関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設〔国税・地方税、新設〕
- ④ 社会・地域貢献準備金を経過措置を講じた上で廃止〔国税・地方税、廃止に伴う経過措置〕

3 地方自治関係

- ⑤ 社会保障・税番号制度の導入に伴い設立が予定される地方共同法人に係る非課税措置の創設〔国税・地方税、新設〕
- ◎ ⑥ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長〔地方税、延長〕

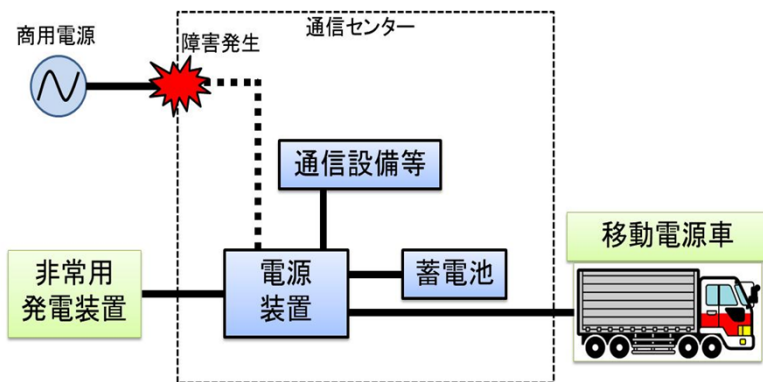
※ 「◎」印は総務部門会議における重点要望事項

通信・放送システム災害対策促進税制の創設

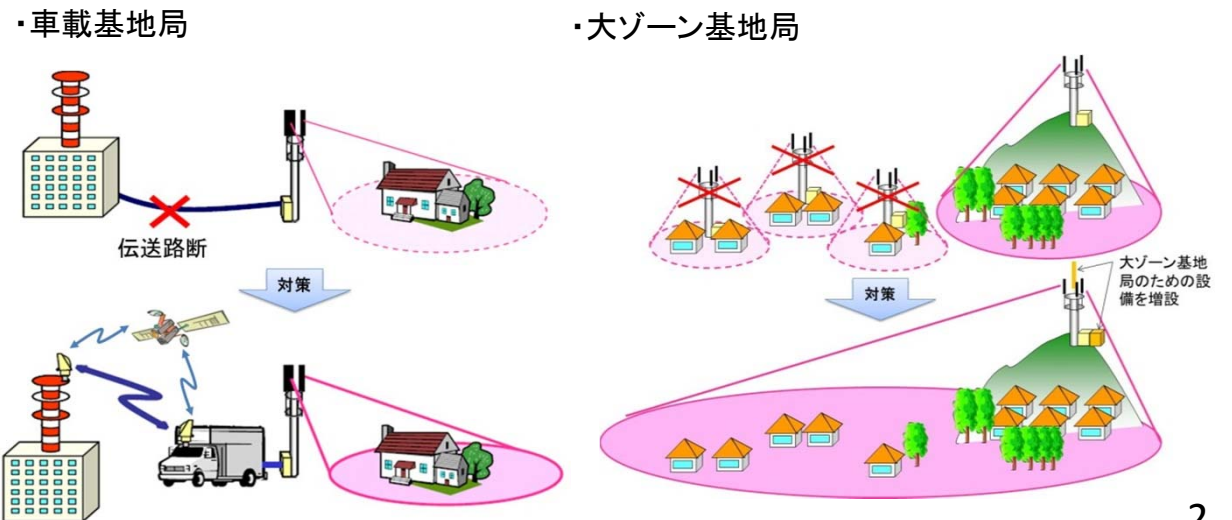
- 東日本大震災においては、地震、津波に加え、広範囲かつ長時間にわたり停電が生じたために、通信・放送サービスの提供に大きな支障が出たところ。
- 通信・放送サービスは、国民の生命・財産の保護や国家機能の維持に欠くことができないものであり、これを支えるシステムの対災害性の強化は喫緊の課題。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、通信事業者及び放送事業者による非常用電源・予備設備の整備について税制措置を講ずることにより、災害に強い通信・放送システムの構築を促進する。
 - ・対象期間 2年間(平成24年度～平成25年度)
 - ・対象設備 非常用電源設備、予備設備
 - ・措置内容 対象期間に取得した設備に対して、取得価額の20%の特別償却
取得後5年度分の固定資産税に関して課税標準を2/3に圧縮

【対象設備のイメージ】

●非常用電源設備



●予備設備の例



軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

1 目的

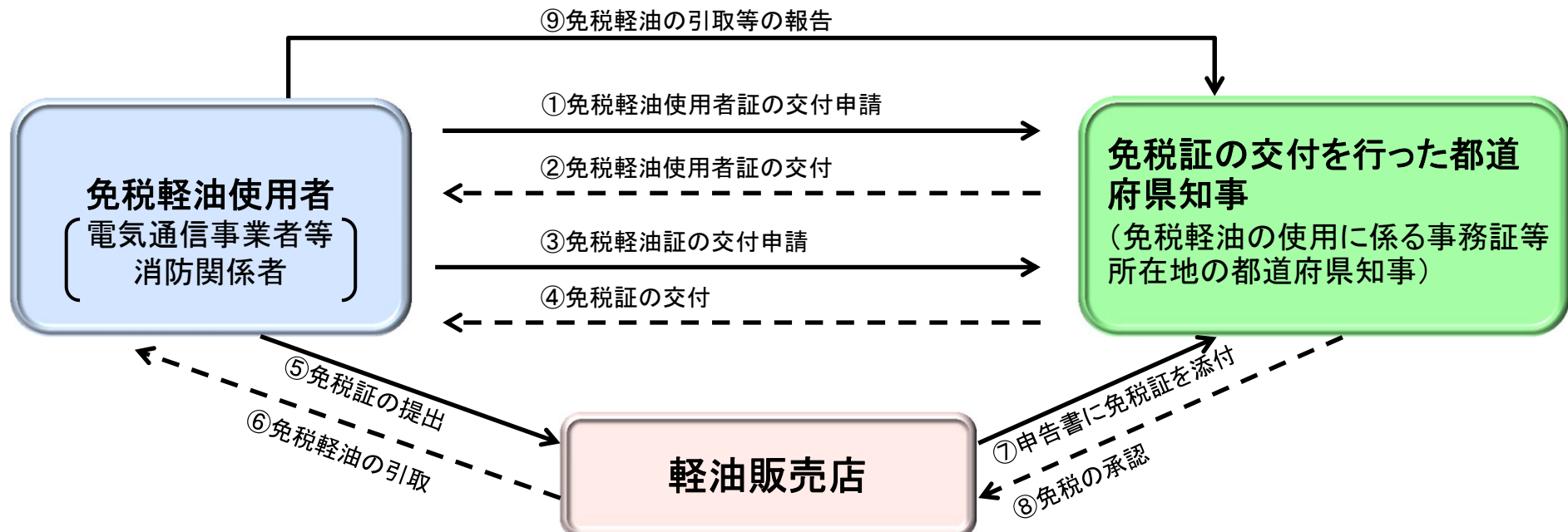
- ① 通信は災害時の安否確認等に必要不可欠なものであり、特に震災等の非常時における通信手段の確保は重要な課題であるところ、今般の震災における教訓をふまえ、非常災害時における通信の確保を図るため、非常用発電装置の稼働に不可欠な軽油に関し課税免除措置を引き続き講じることが必要。
- ② 災害時の消防活動は、国民の安心・安全を確保するために極めて重要な役割を果たし、公共性の高いものであり、消防活動に必要な船舶や電気通信設備の燃料として使用される軽油の軽油引取税の課税免除の特例措置を講じ、必要な軽油の量を確保することで、大規模災害時の消防活動に支障をきたさないことが必要。

2 要望内容

以下に用いられる軽油について、軽油引取税の課税を免除する特例措置を3年間延長

- ① 電気通信事業者等及び消防用の電気通信設備（含消防救急無線・消防指令センター・防災行政無線等）の予備電源の燃料
- ② 消防用の船舶（消防艇）の動力源の燃料

軽油引取税の免税措置のイメージ



関連銀行及び関連保険会社が統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

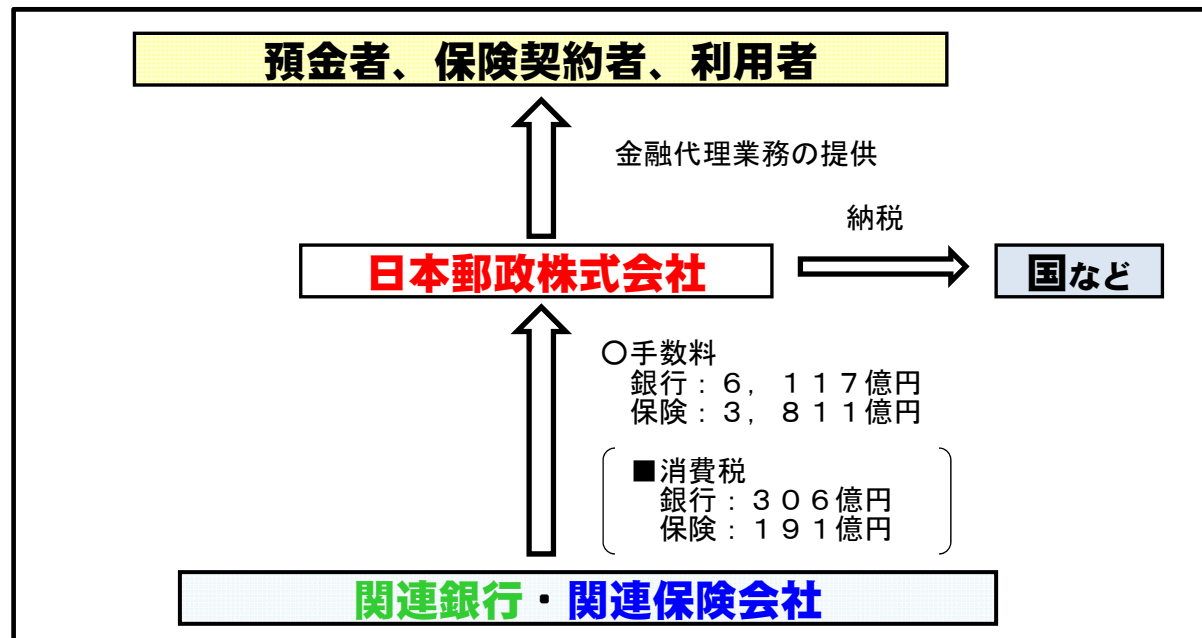
特例措置の内容

関連銀行及び関連保険会社から統合後の日本郵政株式会社へ業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。

要望の理由

- 郵政改革法施行後の日本郵政株式会社は、いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務が課され、関連銀行・関連保険会社との間で、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、金融ユニバーサルサービスを提供することが義務付けられることとなる。
(郵便貯金銀行・郵便保険会社については、郵政改革法施行当初、それぞれ関連銀行・関連保険会社となることを法定)
 - 他方で、民間金融機関は、通常、自らが利用者に金融サービスを提供しているため、業務委託に係る手数料は発生しない。
- ⇒ 関連銀行・関連保険会社（郵便貯金銀行・郵便保険会社）にとって経営判断の余地がなく他の金融機関にはない負担が発生し競争上著しく不利となる。

当該手数料に係る消費税の非課税措置の創設により、関連銀行及び関連保険会社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る



社会・地域貢献準備金を経過措置を講じた上で廃止

要望の内容

郵政改革関連法案において、社会・地域貢献基金を廃止することとしていることに伴い、日本郵政株式会社に積み立てられている基金の取崩しについて、経過措置※を設けた上で、社会・地域貢献準備金を廃止する。

※ 現行の繰延措置にならない、10年間に於いて均等に各事業年度の所得の計算上、益金に算入する課税の繰延措置を講ずる。

要望の理由

- 社会・地域貢献基金を廃止し、当該事業年度の所得の計算上、積立金額に相当する金額を益金に算入することとした場合には一時に税負担が発生することとなり、多額の資金流出が想定される。
- 他方、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社・郵便局株式会社と合併し、郵便局で一体的なサービス提供を行うこととなるが、そのために必要となるシステム改修、郵便局のサインの変更等、大規模な資金需要が予測される。

社会・地域貢献基金の廃止に関し、日本郵政株式会社に積み立てられている基金の取崩しについて、経過措置を設けることにより、日本郵政株式会社の内部留保を確保し、郵政改革の確実かつ円滑な実施を図る

1. 社会・地域貢献基金

心身障害者団体が発行する定期刊行物（第三種郵便物）、盲人用の点字・録音物（第四種郵便物）、過疎地域等の郵便局で提供する金融サービス等について、郵便事業株式会社や郵便局株式会社が資金の交付を受けなければ、その業務の実施が困難である場合に、資金を交付するために日本郵政株式会社に設けられた基金。

2. 積立方法等

日本郵政株式会社の毎事業年度の利益金から積立<①郵便貯金銀行・郵便保険会社の株式の売却益がある場合には、その8割、②純利益の1割>

課税（現行）【繰延措置（租税特別措置法）】

- ・ 積立期間（10年間）終了後、10年の据置期間を経て、積立金額を10で除した金額を各事業年度の所得の計算上、益金に算入する課税の繰延措置が講じられている（社会・地域貢献準備金）。

3. 積立金額

平成22年度末における基金の積立額（累計）：450億円

【43億円（平成19年度）+109億円（平成20年度）+145億円（平成21年度）+153億円（平成22年度）】

社会保障・税番号大綱に基づき新たに設立される地方共同法人に係る非課税措置の創設

1 目的

「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部決定）に基づき、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎として、地方共同法人を設立するとされており、同法人は、「番号」の生成及び公的個人認証サービスの認証局の事務を行うこととされている。地方共同法人は、番号生成機関、指定情報処理機関、指定認証機関の事務等、本来地方公共団体が担うべき事務を行うことが想定され、円滑な運営を確保する必要がある。

「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部決定） <抜粋>

7. 今後の進め方 (4) 今後のスケジュール

ア 平成23年(2011年)秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出する。

ウ 平成26年(2014年)6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付する。

2 要望内容

法人の設立時の登録免許税等・設立後の法人税、所得税、登録免許税、印紙税、地価税、消費税等について、地方公共団体並びの非課税措置を要望

地方共同法人について

- 「地方共同法人」は、地方の代表が参画する意思決定機関・審議機関のガバナンスの下で、地方が主体的に担うべき事業を共同で実施する仕組み。
- 「番号」は住民票コードと一対一対応する新たな番号であり、その付番は住民票コードの住民票への記載事務と円滑に連携して行う必要がある。「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要になる。
- このため、社会保障・税番号大綱において、「番号」を生成する事務等について、「住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人（地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人）とする」とされている。